

第71号議案

訴えの提起について

差押債権取立ての訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成22年9月7日提出

芦屋市長 山中 健

記

1 相手方

2 請求の趣旨

次に記載の金額の支払を求める。

- (1) 金296,759円
- (2) 上記金額に対する年5分の割合による利息

3 訴えの提起の理由

滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるもの。

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。